

## 幼児教育無償化に伴う給食費（副食費）の実費徴収について

### 1. 亀山市の給食費の実費所要額の現状

亀山市の給食費負担の基本的な考え方は、国と同様の運用としています。

亀山市では、公立幼稚園での給食は実施しておらず、公立保育所及び認定こども園が給食を実施しています。基本的な給食の提供状況は給食の提供体制から、旧亀山と旧関とで差があり、その概要は「表4：亀山市の給食費と実費負担の現状（概要）」のとおりとなっています。

【表4：亀山市の給食費と実費負担の現状（概要）】

	2号認定		1号認定 (アスレのみ)
	旧亀山	旧関	
主食	基本的に白米持参のため、現物負担 ⇒ 0円/月 月1回程度の麺・パン食は実費負担 ⇒ 71円/月	園から提供のため、実費負担 ⇒ 約950円/月 ※主食は毎月清算	園から提供のため、実費負担 ⇒ 約950円/月 ※主食は毎月清算
副食	220円/日 × 242日 = 53,240円/年 ⇒ 4,437円/月		220円/日 × 200日 = 44,000円/年 ⇒ 3,667円/月 (2,727円/月) ※おやつ分50~70円/日 (70円/日で試算)
合計	4,508円/月	5,387円/月	3,677円/月
実費	現物の白米負担 ※パン・麺食は別途負担	約950円/月 (主食のみ) ※毎月清算	3,600円/月 ※主食は毎月清算

※1号認定児は8月分は徴収しない(夏季休業)

※1号認定児にはおやつ提供は無い

※おやつ代は賄材料費が副食と一体化しているため、厳密な算出ができないため、概ねの目安額で算出

※1号認定児は長期休業期間の給食や、平常時の午後のおやつ提供はありません。

※1号認定児・副食欄の( )内は、おやつ代を除いた試算額となっています。

## 2. 亀山市の給食費（副食費）の負担の基本的な考え方（試案）

---

### 【3歳～5歳児】

#### （1号認定）

現在、主食及び副食ともに全額給食費として負担していますが、概算での試算上は概ね96%を負担していることから、現状の3,600円/月を維持することを基本とすることが妥当と考えられます。

また、副食費については、一部が免除対象となることから、現状の実費の所要額を参考に、主食と副食の費用分割を行います。これについても、現状の給食費の額を基本に積算を行います。

ただし、今後の消費税引き上げ等により、必要経費の増加も想定されますので、その点にも留意が必要です。

#### （2号認定）

2号認定の副食費については、国の基準額として、『4,500円/月』が示されています。

一方、現在の公立園の副食費の実費についても、概ね同水準の額となっています。

以上の点を踏まえ、無償化後の副食費は4,500円/月を基本とすることが妥当と考えられます。

なお、主食費については、現状でも実費徴収をしていることから、今の徴収方法を維持することが妥当と考えられます。

### 【0歳～2歳児】

#### （3号認定）

今回の無償化において、3号認定児の給食費の取り扱いに変更されていません。

よって、現在の考え方と同様に、利用者負担金に全額含まれるものとされてることから、見直しを行わないこととします。

### 【私立施設関係】

#### （新制度移行園）

私立施設については、免除対象者の給食費は施設型給付等により加算され、補填されることとなりますが、免除対象者以外の給食費（副食費）については、各施設での徴収となります。

金額についても、原則として実費徴収とされており、各施設が決定することが基本となりますが、市内の公立保育所とのバランスの面から、市の給食費（副食費）の決定額を各施設へ周知することとしています。

#### （新制度未移行園）

子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園については、現在も各園で給食費の徴収等が行われていますが、無償化の実施後、一部の児童の副食費が免除対象となります。具体的な事務処理等については、今後、施設との協議を行い、保護者への周知を図ります。